

## 学術分科会の概要

## 1. 設置の経緯

平成13年、旧学術審議会の機能を整理・統合し、科学技術・学術審議会の発足とともに設置。

## 2. 所掌事務

学術の振興に関する重要事項を調査審議すること。（科学技術・学術審議会令第5条第1項）

## 3. 学術分科会の構成等

(1) 分科会長は、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

（科学技術・学術審議会令第5条第3項）

(2) 分科会長に事故があるときは、分科会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（科学技術・学術審議会令第5条第5項）

(3) 部会に属すべき委員等は、分科会長が指名する。

（科学技術・学術審議会令第6条第2項）

(4) 次の部会を設置する。

（科学技術・学術審議会学術分科会運営規則第4条第1項）

部会の名称	調査審議事項
研究環境基盤部会	大学等における研究環境の具体的な整備及び評価に係る事項並びに特定の分野における学術研究の推進のための具体的な方策及び評価に係る事項（分科会において直接調査審議を行うものを除く）
研究費部会	研究費に係る事項
科学研究費補助金審査部会	科学研究費補助金の配分のための審議及び評価に係る事項

## 4. その他

(1) 必要に応じて、特定の事項について機動的に調査するため、分科会の下に委員会を設置することができる。委員会に属すべき委員等及び主査については、分科会長が指名する。

（科学技術・学術審議会学術分科会運営規則第5条第1項～第3項）

(2) 議事は、人事に係る案件等を除き、原則として公開。

（科学技術・学術審議会学術分科会運営規則第6条）

(3) 議事録は、原則として公表。

（科学技術・学術審議会学術分科会運営規則第7条第1項及び第2項）

# 研究の性格による分類について

政策的要請

研究の契機

研究者の内在的動機

## 要請研究 ( commissioned research )

政府からの要請に基づき、定められた研究目的や研究内容の下で、社会的実践効果の確保のために進められる研究。

## 戦略研究 ( strategic research )

政府が設定する目標や分野に基づき、選択と集中の理念と立案者 ( 政府 ) と実行者 ( 研究者 ) の協同による目標管理の下で進められ、課題解決が重視される研究。

## 学術研究 ( academic research )

個々の研究者の内在的動機に基づき、自己責任の下で進められ、真理の探究や科学知識の応用展開、さらに課題の発見・解決などに向けた研究。

研究の性格

知識の発見

## 基礎研究 ( basic research )

個別具体的な応用、用途を直接的な目標とすることなく、仮説や理論を形成するため又は現象や観察可能な事実に関して新しい知識を得るために行われる理論的又は実験的研究をいう。

## 応用研究 ( applied research )

個別具体的な目標に向けて、実用化の可能性を確かめる研究や、既に実用化されている方法に関して、新たな応用方法を探索する研究をいう。

## 開発研究 ( development research )

基礎研究、応用研究及び実際の経験から得た知識の利用であり、新しい材料、装置、製品、システム、工程等の導入又は既存のこれらのものの改良を狙いとする研究をいう。

社会実装